



暮らしの判例



国民生活センター 相談情報部

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

自動車のモデルチェンジ予定に関する販売店の不実告知を認め、代車の返還遅延をめぐる販売店の損害賠償請求権を信義則上否定した事例

本件は、新車の売買契約において、モデルチェンジの予定の有無が不明であったにもかかわらず「予定がない」と販売店(ディーラー)が説明したことについて、原審は消費者契約法の不実告知を理由に契約の取消しを認めたが(この点は原審で確定した)、代車の返還の遅延による損害賠償義務が消費者にあるとしたため、損害賠償義務はないとして消費者が控訴した事例である。

裁判所は、販売店が売買契約は有効であるとしてかたくなに購入車の引取りと売買代金の支払いを求め、下取り車の正確な状況説明や代車の速やかな返還への協力をしなかったことを理由に、代車返還債務の遅滞による使用利益分の損害について販売店が賠償請求することは信義誠実の原則に反し許されないと判断した。第一審は消費者契約法における「重要事項」の考え方について参考となるとともに、控訴審は代車をめぐる紛争について参考になる判決である。(高松高等裁判所平成29年3月23日判決、『消費者法ニュース』112号291ページ掲載)

原告：X(消費者)
被告：Y(A社のディーラー)
関係者：A(自動車メーカー)
B(Yのn店の従業員でXの担当者)

事案の概要

Xは十数年前にY(A社のディーラー)のn店で、甲車(本件売買に際して下取りに出した車両)を購入した。数年前、Xはモーターショーに出展されたA社のαという車種のSUV(スポーツ用多目的車)タイプの「α2コンセプト」を見て、これが一般販売された場合は購入したいと考えた。

2015年1月、Xは、甲車の車検有効期間が同年3月下旬に満了することから、Yのn店でBと自動車売買の商談を開始した。この際Xは、車種αにつき、「半年以内にモデルチェンジによってα2の発売予定があれば車検を更新してそれを待つが、予定がなければα1を購入する」との意向を告げて、Y本社に半年以内のモデルチェンジの予定の有無を問い合わせ回答するよう、複数回求めていた。これに対してBは本社に問い合わせずに、Xに対して半年以内にモデ

ルチェンジの予定はない旨を述べたため、Xは1月18日にα1を注文した。

3月5日、A社はYに、αをモデルチェンジしたα2を4月中旬に発表・販売し、α1の生産終了を通知した。Bは遅くともこの日頃にモデルチェンジを知ったがXに連絡しなかった。

3月23日、Xはモデルチェンジをインターネットで知り、すぐBに電話をして問いただしたところ、Bがα2の仕様等を説明したいと述べたため、n店に赴いてBの説明を聞くこととした。

3月27日、注文車両(α1)の自動車登録がされた(第一審はこの日に売買契約が成立したと認定している)。

3月29日、Xはn店で店長、Bと面談し、α2の仕様等について説明を聞き、α2の注文に変更したい旨を述べ、先のα1の注文を撤回する旨の意思表示をした。



Yは甲車(下取り日付は不明)の自動車検査証の有効期間が満了し、3月末日までに廃車等の手続きをとらないと使用者に課税されるため、3月31日付けで道路運送車両法16条1項に基づく登録自動車の一時抹消登録手続きを行った。なお、一時抹消登録手続きをした自動車は、再度自動車の登録をすることができる(同法7条3項3号参照)。以後、甲車はYのn店で保管されていた。

4月2日、XはY本店でα2の見積書を取り付けたが、n店は同日、α1の「ご注文内容確認書」(支払総額約300万円)を作成してXに送付した。

4月11日、Xはn店で店長、Bと面談し、Xが代金額を加算して注文車をα2に変更する旨を提案したが、店長は注文車両を納車したいと述べた。また、Xが、注文を撤回する以上、代車を返還する代わりに甲車の返還を求めたところ、店長は、甲車は現時点では「ナンバーを切っているのだから乗ることはできない」として、α1を納品したい旨を繰り返し述べた。

4月25日、この日付の内容証明郵便でYはXに対して売買代金の支払いと4月30日までに代車を返還するよう求めた。

4月29日、Xは、本件売買契約を取り消す旨と、本件代車を返還することはやぶさかではないが、甲車は廃車処分されたと聞いているので、同車両の処理をどうする意向なのか教示してほしい旨を記載した「回答書」を送付した(第一審はこの日に消費者契約法4条1項1号の取消しがあったと認めた)。

7月7日、調停手続中にYは、提出した「回答書」において、甲車の廃車手続きの内容が前記のとおり一時抹消登録手続きであることをXに初めて明らかにした。

7月23日、X、Yが代車と甲車の相互返還に合意し、7月27日にXはYに代車を返還した。

7月28日、Xは、売買契約に基づく代金支払い義務の不存在確認、代車返還の遅延による損害賠償債務の不存在確認を求めて提訴した。

第一審は、消費者契約法4条1項1号の不実告知による取消しを認め、Xは代金支払債務を負わないとした。一方代車については、売買契約が成立して履行される(代金支払いと納車)までの間Xが無償で使用することを目的として使用貸借を合意してYがXに引き渡したと解し、3月29日以降Xが売買契約の成立を争い、売買契約を履行しない旨の意思を明確にしていたことから、Yが返還期限とした4月30日までに返還する義務をXに認めた。そして、Yは売買契約代金の一部の代物弁済(本来の契約上の金銭での支払いに代えて、別の物[ここでは自動車の下取り]で支払い[弁済]をすること)のため、本件注文に伴い甲車をXから受け取ったが、これは本件売買契約の代金支払時に上記代物弁済を行うため事実上引渡しを受けていたもので、XのYに対する代車の返還と、YのXに対する甲車の返還とが双務契約(当事者の双方が互いに対価的な債務を負担する契約)上の同時履行の関係にあるとはいえないとした。そのうえで、5月1日から7月27日まで代車を返還しなかったことを債務不履行とし、Xの帰責事由がないとの主張を否定した。しかしYの使用料相当額の損害と額について、3月29日以降Xが店長らと面談し、Bの説明に反してモデルチェンジが公表されたことへの不満を述べてα2に変更したい旨を告げたが、店長が売買契約に従いα1を納車したいと一貫して述べ、売買契約の履行を強く求める意味合いで代車の返還を要求したこと、そのうえ店長はXが代車の返還と引き換えに甲車の返還を求めたのに対し、甲車の廃車手続きの内容について正確に説明せず、Xが内容を了知したのは遅くとも7月13日であったこと、代車はYの試乗車両で代車の使用料相当額について具体的立証がないことから、5月1日から7月13日までの間返還しなかったことについて相応の酌むべき事情が存在し、この期間の使用料相当額をそのままXに負担させることは当事者間の衡平や信義誠実の原則に照らして相当でないとした。そして、甲車の状態を



了知した7月13日からX、Yが代車と甲車の相互返還を合意した7月23日の前日である22日までの10日分につき、1日1万円として合計10万円を損害賠償債務として認めた。

この損害賠償債務の存在を不服としてXが控訴したのが本件である。消費者契約法に基づく取消しについては、Yは控訴していないため、第一審で確定している。

理由

裁判所(控訴審)は、Xが2015年5月1日から7月27日までYに代車を返還しなかったことを債務不履行としつつ、下記のように述べてYによる損害賠償請求権の行使は許されないとした。

2015年4月11日にXがYのn店の店長らと話し合った際、Xが、本件注文を撤回し代車を返還する以上、甲車の返還を求めたこと、これに対し店長は、甲車は「今現在はナンバーを切ってる状態になりますので」と乗車できないと主張して、本件注文車両を納品させてほしい旨を繰り返し申し述べたこと、甲車については、Yにおいて同月31日付けで道路運送車両法16条1項に基づく登録自動車の一時抹消登録手続きを行っていたが、再度自動車登録を行えば乗車することは可能であったこと、それにもかかわらず店長は、注文車両の納品を急かし、甲車の状況について正確な事実をXには伝えなかったこと、Y側は、4月25日付け内容証明郵便で、同月30日までに注文車両代金を支払うとともに、代車の返還を請求したこと、X側は、同月29日付け回答書で、注文車両に係る売買契約を消費者契約法4条1項1号により取り消すとともに、「依頼人が現在お借りしている代車については、お返しすることはやぶさかではありません。ただし、上記のとおり販売店の不実告知等によって、依頼人所有の「甲車」が下取りされて、時期は明らかではありませんが、既に販売店において廃車処分されていると聞き及んでおります。このように販売店が廃車処分にした「甲車」の問題について、どのように処理される

お考えなのか、ご教示下さいますようお願い申し上げます」と通知し、甲車に係る問題解決を求めたこと、しかしYは甲車の扱いについて何らの回答を行わなかったこと、Y側は、調停手続において、7月7日付け回答書で、甲車につき一時抹消登録手続きをしたが、再度登録が可能であり、Yのn店で保管している旨をXに対して初めて明らかにしたこと、X側は、同月8日付け準備書面で、「Xとしては、不便極まりない代車を一刻も早く返還したい。そして、甲車が物理的に廃車されていないということが今般分かったのであるから、再登録して同車を使用したいので、相手方から再登録をした甲車をご返還いただいたうえで、代車を相手方に返還することとしたい。については、甲車の再登録の費用について相当な見積額を至急ご教示いただきたい」と通知したこと、しかし、Yからは同月13日の第2回調停期日まで何らの回答もなかったこと、Xは上記期日において、甲車両と代車の相互返還の時期、方法等について協議することを申し出たが、Yはこれに応じなかったこと、X代理人とY代理人との間で同月23日によろやく甲車の返還と引き換えに代車を返還する旨の合意が成立し、同月27日、代車が返還されたことが認められる。

以上のとおり認定した、YがXに対して代車の返還請求をしてからXが返還するに至る経緯によれば、Xは、一貫して代車の返還自体には異存のないことを表明したにもかかわらず、Yにおいて本件売買契約が有効であり甲車の所有権はYに帰属しているとの自らの主張に固執して、かたくなに注文車両の納品と売買代金の支払いを求め、甲車の正確な状況について説明をすることも、速やかな返還にも協力しなかったといわざるを得ない。そして、本件売買契約が4月29日付け回答書により消費者契約法4条1項1号に基づき正当に取り消されたものであり、Yの上記主張は理由がない。Xは、Yとの間の甲車の返還と引換えに代車を返還する旨の合意が成立するや、これに基づき直ちに代車を



返還しているのであるから、YがXに対し、代車の返還が遅滞したことを理由として損害賠償請求権を行使することは、Yの交渉態度や経緯に照らすと、信義誠実の原則に違反し許されないものというべきである。

解説

まず、原審が自動車のモデルチェンジに関して消費者契約法上の不実告知を理由に取消しを認めたことは、注目すべき点である。原審では、モデルチェンジの予定の有無が不明であったにもかかわらず、BがXに予定がないと事実と異なる事実を告げたと認めている。そして、モデルチェンジでα1は生産中止となる一方、新型モデルであるα2は、新ジャンルのクロスオーバーモデルであり、モデルチェンジの公表によりα1の市場価値は相当程度下落すると考えられることに加え、社団法人自動車公正取引協議会作成の冊子「自動車の購入や品質の『?』」にお答えします」において、モデルチェンジの内容について顧客から聞かれて事実と異なることを伝えていた場合にはキャンセルに応じる必要がある旨記載されていることを併せて考慮して、本件モデルチェンジの予定の有無に係る事実は、消費者契約法にいう「消費者契約の目的となるものの質」に関する事項であり、本件売買契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすものとして、消費者契約法上の「重要事項」に該当すると認めた。この点は参考になると思われる。

一方、消費者契約法に基づく自動車売買契約の取消しに伴う、代車の返還債務の不履行に基づく損害賠償請求が本判決の争点である。新車売買で納車前に買い主の現所有車を下取りする際に、納車まで代車が提供された場合の契約関係をどのようにとらえるか。本判決は売買契約とは別に代車の使用貸借契約の存在を認め(代車については使用貸借ととらえるのが一般的なようである。参考判例②、③、④参照<ただし修理中の代車の事例である>)、現所有車の下取りについては売買代金の一部代物弁済ととらえて

いる。そのため、それぞれが別の契約の対象として認識され、相互に関連しないものとなっている。しかし、代車は、現所有車を失ってから新車納入までの、車がない期間に利用するために貸し出されているとの認識が通常ではないだろうか。その視点で見れば、新車売買契約が解消されたときは、代車は現所有車と引き換えに返還すれば問題はないと考えるのが通例であろう。しかし判決では、代車と現所有車が別の契約枠組みでとらえられたため、引換えでの返還関係が否定され(引換えの返還を認める同時履行関係は、1つの双務契約内でしか発生しない)、代車の返還の遅滞による債務不履行責任(ここでは損害賠償責任)の発生が肯定された。この点は一般的な認識と異なる可能性があり、注意が必要である。もっとも本判決は、代車返還をめぐるX、Yそれぞれの対応状況等から信義則を根拠にYの損害賠償請求権の行使を認めず、結論としては妥当である。下取り車に関する情報提供や速やかな返還に向けてYの協力がなかったことも信義則判断の要素となっていることから、下取り車返還を代車返還の実質的な条件としていることがうかがわれなくもない。また信義則の判断要素に、消費者契約法に基づく取消しがあったにもかかわらずYが取り消された契約の履行を求め続け、X、Y間の契約関係(売買だけでなく、代車等も含む)解消への動きを困難にしたことも含まれていることに注目してよい。なお、自動車の使用利益は一般的にはレンタカーの使用料金程度が想定され、極めて高額になる可能性があるので注意が必要である。

参考判例

- ① 松山地裁西条支部平成28年11月1日判決(『消費者法ニュース』110号260ページ、本件の原審)。
- ② 東京地裁平成27年5月12日判決(LEX/DB)
- ③ 東京地裁平成25年3月26日判決(LEX/DB)
- ④ 東京地裁平成25年3月19日判決(LEX/DB)